

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 米田 敏文



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円×12カ月=3,240,000円
2 その他	80,094	自己資金
収 入 合 計	3,320,094	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	29,414	29,414	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	33,900	33,900	
広報・広聴費	217,800	217,800	
人件費	1,518,356	1,518,356	
事務・事務所費	1,520,624	1,440,530	
支 出 合 計	3,320,094	3,240,000	

様式第14号 (第7条関係)

令和2年度 事業実施報告書

大阪維新の会 堺市議会議員団・米田 敏文

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究】 ガソリン代	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、自動車のガソリンを消費した。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所借入等	4/1～12/31	市政に関する調査研究を行うため、事務所を借り入れた。

会 計 帳 簿

令和2年12月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収入額	支出額	残 額	内 容	使途 項目	そ の 他
2	12	23	12 1		¥115,500	¥-37,466	事務所賃貸料	⑨	
2	12	24	12 2		¥2,312	¥-39,778	議員ガソリン代	①	
2	12	28	12 3		¥436	¥-40,214	コピー機管理・カウンター代	⑨	
2	12	28	12 4		¥4,081	¥-44,295	事務所電気代	⑨	
2	12	29	12 5		¥2,825	¥-47,120	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
2	12	29	12 6		¥130,900	¥-178,020	12月分給料	⑧	
2	12	29	12 7		¥19,800	¥-197,820	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
2	12	30	12 8		¥1,000	¥-198,820	議員ガソリン代	①	
月 計				¥0	¥276,854	¥-276,854			
累 計				¥2,430,000	¥2,628,820	¥-198,820			

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 米田 敏文

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2017年5月29日	パソコン	ノート型	139,104円	111,283円 (按分率 80%)	5年	2022年5月29日	
2018年1月31日	携帯電話端末機	スマート ホン	124,489円	124,489円 (按分率 100%)	5年	2023年1月31日	
2019年6月10日	エアコン		195,048円	111,283円 (按分率 70%)	5年	2024年6月10日	
2021年3月23日	パソコン	ノート型	170,280円	119,196円 (按分率 70%)	5年	2026年3月23日	

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。


雇用契約書

堺市議会議員 米田 敏文(以下「甲」という)と[REDACTED] (以下「乙」という)とは、下記の労働条件で雇用契約を締結する。その証として本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

契約期間	2019年5月1日～2023年4月30日
就業の場所	米田敏文事務所
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事務業務等 ・ パソコン打ち込み作業等 ・ 議員政務活動補佐等
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 始業・終業の時刻等 労働時間は1月25日以内、1週40時間以内とし、始業・終業の時刻は原則として次のとおりとし、勤務日は随時相談の上定める。 ①始業：午前8時00分 終業：午後20時00分 以内 2 休憩時間：1日6時間を超える場合1時間休憩 3 所定時間外労働の有無：随時 4 休日労働の有無：随時
休日	シフト表に定める日
賃金	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本賃金 時間給 1,000円 2 賃金締切日 - 毎月末日 賃金支払日 - 毎月末日 3 支払方法 - 現金 4 賃金支払時の控除：無し 5 昇給：無し 5 賞与：無し 6 退職金：無し
	7 通勤費：有り
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定年制：無し 2. 自己都合退職の手続（退職する2ヶ月以上前に届け出ること）

2020年4月1日

(甲) 住所：堺市 [REDACTED]

氏名：米田 敏文 

(乙) 住所：堺市 [REDACTED]

氏名： [REDACTED] 

雇用契約書

堺市議会議員 米田 敏文(以下「甲」という)と[REDACTED](以下「乙」という)とは、下記の労働条件で雇用契約を締結する。その証として本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

契約期間	2019年5月1日～2023年4月30日
就業の場所	堺市 [REDACTED]
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事務業務等 ・ パソコン打ち込み作業等 ・ 議員政務活動補佐等
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 労働時間は1月25日以内、1週40時間以内とし、始業・終業の時刻は原則として次のとおりとし、勤務日は随時相談の上定める。 ①始業：午前8時00分 終業：午後20時00分 以内</p> <p>2 休憩時間：1日6時間を超える場合1時間休憩</p> <p>3 所定時間外労働の有無：随時</p> <p>4 休日労働の有無：随時</p>
休日	シフト表に定める日
賃金	<p>1 基本賃金 時間給 1,000円</p> <p>2 賃金締切日 ー 毎月末日 賃金支払日 ー 毎月末日</p> <p>3 支払方法 ー 現金</p> <p>4 賃金支払時の控除：無し</p> <p>5 昇給：無し</p> <p>5 賞与：無し</p> <p>6 退職金：無し</p> <p>7 通勤費：有り</p>
その他	<p>1. 定年制：無し</p> <p>2. 自己都合退職の手続（退職する2ヶ月以上前に届け出ること）</p>

2021年1月1日

(甲) 住所：堺市 [REDACTED]

氏名：米田 敏文



(乙) 住所：堺市 [REDACTED]

氏名： [REDACTED]

出勤簿 (2020 年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:00	17:00	7.0		
2	木	09:00	17:00	7.0		
3	金	09:00	17:00	7.0		
4	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
5	日					
6	月	09:00	17:00	7.0		
7	火	09:00	17:00	7.0		
8	水	09:00	17:00	7.0		
9	木	09:00	12:00	3.0		
10	金	09:00	17:00	7.0		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	7.0		
14	火	09:00	17:00	7.0		
15	水	09:00	17:00	7.0		
16	木	09:00	17:00	7.0		
17	金	09:00	17:00	7.0		
18	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
19	日					
20	月	09:00	17:00	7.0		
21	火	09:00	17:00	7.0		
22	水	09:00	17:00	7.0		
23	木	09:00	17:00	7.0		
24	金	09:00	17:00	7.0		
25	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
26	日					
27	月	09:00	17:00	7.0		
28	火	09:00	17:00	7.0		
29	水					
30	木	09:00	17:00	7.0		
当月給与				158.0	6.0	¥165,500
出勤日数及び通勤手当						24 日 ¥4,800
支給金額						¥170,300 日



出勤簿 (2020 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:00	17:00	7.0		
2	土	09:00	17:00	7.0		
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木	09:00	17:00	7.0		
8	金	09:00	17:00	7.0		
9	土	09:00	17:00	7.0		
10	日					
11	月	09:00	17:00	7.0		
12	火	09:00	17:00	7.0		
13	水	09:00	17:00	7.0		
14	木	09:00	17:00	7.0		
15	金	09:00	17:00	7.0		
16	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
17	日					
18	月	09:00	17:00	7.0		
19	火	09:00	17:00	7.0		
20	水	09:00	17:00	7.0		
21	木	09:00	17:00	7.0		
22	金	09:00	17:00	7.0		
23	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
24	日					
25	月	09:00	17:00	7.0		
26	火	09:00	17:00	7.0		
27	水	09:00	17:00	7.0		
28	木	09:00	17:00	7.0		
29	金	09:00	17:00	7.0		
30	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
31	日					
当月給与				155.0	6.0	¥162,500
出勤日数及び通勤手当				23 日		¥4,600
支給金額				¥167,100 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	17:00	7.0		
2	火	09:00	17:00	7.0		
3	水	09:00	17:00	7.0		
4	木	09:00	17:00	7.0		
5	金	09:00	17:00	7.0		
6	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
7	日					
8	月	09:00	17:00	7.0		
9	火	09:00	17:00	7.0		
10	水	09:00	17:00	7.0		
11	木	09:00	17:00	7.0		
12	金	09:00	17:00	7.0		
13	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
14	日					
15	月	09:00	17:00	7.0		
16	火	09:00	17:00	7.0		
17	水	09:00	17:00	7.0		
18	木	09:00	17:00	7.0		
19	金	09:00	17:00	7.0		
20	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
21	日					
22	月	09:00	17:00	7.0		
23	火	09:00	17:00	7.0		
24	水	09:00	17:00	7.0		
25	木	09:00	17:00	7.0		
26	金	09:00	17:00	7.0		
27	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
28	日					
29	月	09:00	17:00	7.0		
30	火	09:00	17:00	7.0		
当月給与				174.0	8.0	¥184,000
出勤日数及び通勤手当						26 日 ¥5,200
支給金額						¥189,200 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:00	17:00	7.0		
2	木	09:00	17:00	7.0		
3	金	09:00	17:00	7.0		
4	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
5	日					
6	月	09:00	17:00	7.0		
7	火	09:00	17:00	7.0		
8	水	09:00	17:00	7.0		
9	木	09:00	17:00	7.0		
10	金	09:00	17:00	7.0		
11	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
12	日					
13	月	09:00	17:00	7.0		
14	火	09:00	17:00	7.0		
15	水	09:00	17:00	7.0		
16	木	09:00	17:00	7.0		
17	金	09:00	17:00	7.0		
18	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
19	日					
20	月	09:00	17:00	7.0		
21	火	09:00	17:00	7.0		
22	水	09:00	17:00	7.0		
23	木					
24	金					
25	土	09:00	17:00	7.0		
26	日					
27	月	09:00	17:00	7.0		
28	火	09:00	17:00	7.0		
29	水	09:00	17:00	7.0		
30	木	09:00	17:00	7.0		
31	金	09:00	17:00	7.0		
当月給与				169.0	6.0	¥176,500
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥10,000
支給金額				¥186,500 . 日		



出勤簿 (2020 年 8 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
2	日					
3	月	09:00	17:00	7.0		
4	火	09:00	17:00	7.0		
5	水	09:00	17:00	7.0		
6	木	09:00	17:00	7.0		
7	金	09:00	17:00	7.0		
8	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
9	日					
10	月					
11	火	09:00	17:00	7.0		
12	水	09:00	17:00	7.0		
13	木	09:00	17:00	7.0		
14	金	09:00	17:00	7.0		
15	土					
16	日					
17	月					
18	火	09:00	17:00	7.0		
19	水	09:00	17:00	7.0		
20	木	09:00	17:00	7.0		
21	金	09:00	17:00	7.0		
22	土	09:00	17:00	7.0		
23	日					
24	月	09:00	17:00	7.0		
25	火	09:00	17:00	7.0		
26	水	09:00	17:00	7.0		
27	木	09:00	17:00	7.0		
28	金	09:00	17:00	7.0		
29	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
30	日					
31	月	09:00	17:00	7.0		
当月給与				155.0	6.0	¥162,500
出勤日数及び通勤手当				23 日		¥9,200
支給金額				¥171,700 日		



出勤簿 (2020 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	7.0		
2	水	09:00	17:00	7.0		
3	木	09:00	17:00	7.0		
4	金	09:00	17:00	7.0		
5	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
6	日					
7	月	09:00	17:00	7.0		
8	火	09:00	17:00	7.0		
9	水	09:00	17:00	7.0		
10	木	09:00	17:00	7.0		
11	金	09:00	17:00	7.0		
12	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
13	日					
14	月	09:00	17:00	7.0		
15	火	09:00	17:00	7.0		
16	水	09:00	17:00	7.0		
17	木	09:00	17:00	7.0		
18	金	09:00	17:00	7.0		
19	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	09:00	17:00	7.0		
24	木	09:00	17:00	7.0		
25	金	09:00	17:00	7.0		
26	土	09:00	17:00	7.0		
27	日					
28	月	09:00	17:00	7.0		
29	火	09:00	17:00	7.0		
30	水	09:00	17:00	7.0		
当月給与				162.0	6.0	¥169,500
出勤日数及び通勤手当				24 日		¥9,600
支給金額				¥179,100 日		



出勤簿 (2020 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:00	17:00	7.0		
2	金	09:00	17:00	7.0		
3	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
4	日					
5	月	09:00	17:00	7.0		
6	火	09:00	17:00	7.0		
7	水	09:00	17:00	7.0		
8	木	09:00	17:00	7.0		
9	金	09:00	17:00	7.0		
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	7.0		
13	火	09:00	17:00	7.0		
14	水	09:00	17:00	7.0		
15	木	09:00	17:00	7.0		
16	金	09:00	17:00	7.0		
17	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
18	日					
19	月	09:00	17:00	7.0		
20	火	09:00	17:00	7.0		
21	水	09:00	17:00	7.0		
22	木	09:00	17:00	7.0		
23	金	09:00	17:00	7.0		
24	土					
25	日					
26	月	09:00	17:00	7.0		
27	火	09:00	17:00	7.0		
28	水	09:00	17:00	7.0		
29	木	09:00	17:00	7.0		
30	金	09:00	17:00	7.0		
31	土					
当月給与				164.0	4.0	¥169,000
出勤日数及び通勤手当				24 日		¥9,600
支給金額				¥178,600 日		



出勤簿 (2020 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	17:00	7.0		
3	火					
4	水	09:00	17:00	7.0		
5	木	09:00	17:00	7.0		
6	金	09:00	17:00	7.0		
7	土	09:00	17:00	7.0		
8	日					
9	月	09:00	17:00	7.0		
10	火	09:00	17:00	7.0		
11	水	09:00	17:00	7.0		
12	木	09:00	17:00	7.0		
13	金	09:00	17:00	7.0		
14	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
15	日					
16	月	09:00	17:00	7.0		
17	火	09:00	17:00	7.0		
18	水	09:00	17:00	7.0		
19	木	09:00	17:00	7.0		
20	金	09:00	17:00	7.0		
21	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
22	日					
23	月					
24	火	09:00	17:00	7.0		
25	水	09:00	17:00	7.0		
26	木	09:00	17:00	7.0		
27	金	09:00	17:00	7.0		
28	土	09:00	17:00	7.0		
29	日					
30	月	09:00	17:00	7.0		
当月給与				157.0	4.0	¥162,000
出勤日数及び通勤手当				23 日		¥9,200
支給金額				¥171,200 日		



出勤簿 (2020 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	7.0		
2	水	09:00	17:00	7.0		
3	木	09:00	17:00	7.0		
4	金	09:00	17:00	7.0		
5	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
6	日					
7	月	09:00	17:00	7.0		
8	火	09:00	17:00	7.0		
9	水	09:00	17:00	7.0		
10	木	09:00	17:00	7.0		
11	金	09:00	17:00	7.0		
12	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
13	日					
14	月	09:00	17:00	7.0		
15	火	09:00	17:00	7.0		
16	水	09:00	17:00	7.0		
17	木	09:00	17:00	7.0		
18	金	09:00	17:00	7.0		
19	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
20	日					
21	月	09:00	17:00	7.0		
22	火	09:00	17:00	7.0		
23	水	09:00	17:00	7.0		
24	木	09:00	17:00	7.0		
25	金	09:00	17:00	7.0		
26	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
27	日					
28	月	09:00	17:00	7.0		
29	火	09:00	17:00	7.0		
30	水					
31	木					
当月給与				167.0	8.0	¥177,000
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥10,000
支給金額				¥187,000 日		



出勤簿 (2021 年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	09:00	17:00	7.0		
5	火	09:00	17:00	7.0		
6	水	09:00	17:00	7.0		
7	木	09:00	17:00	7.0		
8	金	09:00	17:00	7.0		
9	土					
10	日					
11	月					
12	火	09:00	17:00	7.0		
13	水	09:00	17:00	7.0		
14	木	09:00	17:00	7.0		
15	金	09:00	17:00	7.0		
16	土	09:00	17:00	7.0		
17	日					
18	月	09:00	17:00	7.0		
19	火	09:00	17:00	7.0		
20	水	09:00	17:00	7.0		
21	木	09:00	17:00	7.0		
22	金	09:00	17:00	7.0		
23	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
24	日					
25	月	09:00	17:00	7.0		
26	火	09:00	17:00	7.0		
27	水	09:00	17:00	7.0		
28	木	09:00	17:00	7.0		
29	金	09:00	17:00	7.0		
30	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
31	日					
当月給与				150.0	4.0	¥155,000
出勤日数及び通勤手当				22 日		¥8,800
支給金額				¥163,800 白		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	17:00	7.0		
2	火	09:00	17:00	7.0		
3	水	09:00	17:00	7.0		
4	木	09:00	17:00	7.0		
5	金	09:00	17:00	7.0		
6	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
7	日					
8	月	09:00	17:00	7.0		
9	火	09:00	17:00	7.0		
10	水	09:00	17:00	7.0		
11	木					
12	金	09:00	17:00	7.0		
13	土	09:00	17:00	7.0		
14	日					
15	月	09:00	17:00	7.0		
16	火	09:00	17:00	7.0		
17	水	09:00	17:00	7.0		
18	木	09:00	17:00	7.0		
19	金	09:00	17:00	7.0		
20	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
21	日					
22	月	09:00	17:00	7.0		
23	火					
24	水	09:00	17:00	7.0		
25	木	09:00	17:00	7.0		
26	金	09:00	17:00	7.0		
27	土	09:00	17:00	7.0		
28	日					
当月給与				150.0	4.0	¥155,000
出勤日数及び通勤手当				22 日		¥8,800
支給金額				¥163,800 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	17:00	7.0		
2	火	09:00	17:00	7.0		
3	水	09:00	17:00	7.0		
4	木	09:00	17:00	7.0		
5	金	09:00	17:00	7.0		
6	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
7	日					
8	月	09:00	17:00	7.0		
9	火	09:00	17:00	7.0		
10	水	09:00	17:00	7.0		
11	木	09:00	17:00	7.0		
12	金	09:00	17:00	7.0		
13	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
14	日					
15	月	09:00	17:00	7.0		
16	火	09:00	17:00	7.0		
17	水	09:00	17:00	7.0		
18	木	09:00	17:00	7.0		
19	金	09:00	17:00	7.0		
20	土					
21	日					
22	月	09:00	17:00	7.0		
23	火	09:00	17:00	7.0		
24	水	09:00	17:00	7.0		
25	木	09:00	17:00	7.0		
26	金	09:00	17:00	7.0		
27	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
28	日					
29	月	09:00	17:00	7.0		
30	火	09:00	17:00	7.0		
31	水	09:00	17:00	7.0		
当月給与				176.0	6.0	¥183,500
出勤日数及び通勤手当				26 日		¥10,400
支給金額				¥193,900 日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 米田 敏文

管理責任者 (議員名)	米田 敏文		
事務所名	米田敏文 事務所		
所在地	〒599-8247 堺市中区東山 218 番地 6 TEL 072 (289) 9933		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先)
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 私的使用
			<input type="checkbox"/> 後援会事務所
			<input type="checkbox"/> 政党活動事務所
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	103㎡	賃借料	月額 165,000 円 (政務活動費充当額 115,500 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積 (㎡) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間 <input checked="" type="checkbox"/> 使用用途に応じて	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネットプロバイダー代等)・・・70%	
	駐車場 賃借料	%	月額 (政務活動費充当額 円)
	【所在地】		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	事務所賃貸料に3台分駐車場賃貸料を含む。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 米田敏文 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市中区東山218-6		
住居表示	堺市中区東山218-6		
家屋番号		建物種類	店舗
建物名称	東山店舗	住戸番号	
構造	鉄骨造 陸屋根 3階建（目的物の所在階数 1階）		
	（ ● 共同建 □ 一戸建 □ 長屋建 □ その他 ）		
床面積	㎡ 登記簿面積		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	給排水設備、照明器具、トイレ		
付属施設			
付記事項 現状有姿とする			

※記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期 および 引渡し日	
令和 1年 5月 1日 より	2年 ヵ月間とする
終期	令和 3年 4月 30日 まで

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名
	160,000 円		預金 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
共益費	月額		口座番号
	5,000 円		宛先名義人
			フリガナ

(4) 保証金

礼金	円	敷金	円
----	---	----	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 氏名	〒 堺市	TEL
管理人 (社名・代表者)	住所 氏名	〒 同上	TEL

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
(本人)	米田敏文	堺市市議会議員	
家族又は従業員・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業員〇〇名)等記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	堺市	
	氏名		年齢
	職業		借主との関係

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
- ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1カ月に満たない賃料等は、1カ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
- ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。
5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

- 第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
- ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
 - (2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
 - (3)本物件の外表面(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第 11 条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第 5 条（本物件内の造作等）または第 6 条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第 14 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1)第 3 条の賃料等の支払義務

(2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1)第 1 条の使用目的遵守義務

(2)第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務

(3)第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務

(4)第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務

(5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 4 条第 2 項の解約時控除金および第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの 8%相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以 上

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 31 年 4 月 24 日

甲（貸貸人）

住所 堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 印 (印) [REDACTED]

乙（賃借人）

住所 堺市 [REDACTED]

氏名 米田敏文 (印) [REDACTED]

連帯保証人

住所 堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印) [REDACTED]

連帯保証人

住所 堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印) [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

~~媒介業者~~

免許番号 大阪府知事 (9) 第 28015 号

事務所所在地 大阪府堺市中区東山 218-6

商号(名称) 堺南ハウジング

代表者氏名 篠田康寛

宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第 [REDACTED] 号

氏名 [REDACTED]

平成 27 / 年 4 月 24 日

賃貸建物 《 》

賃貸人 殿

賃借人 住所

氏名 印

(印)

鍵預かり書 (念書)

このたび、賃貸建物 《 》 (号室) を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、同建物の鍵 個 (鍵No.) を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

解 約 通 知 書

通知年月日 年 月 日

キ
リ
ト
リ
セ
ン

賃 貸 人 _____ 殿

 物 件 名 _____ (階 号室)

 賃借人氏名 _____ 印

 TEL _____

賃借人 _____ は建物賃貸借契約を解約し、
 _____ 年 _____ 月 _____ 日に明け渡しを通知し、確実に履行することを確約致します。万
 一明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害
 は賠償致します。

※必ず、下欄の必要事項をご記入下さい。

明け渡し後連絡先	住所 TEL
預託保証金等 返戻金振込先	宛先名(フリガナ)
	金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店 _____
	口座番号 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 No. _____

キ
リ
ト
リ
セ
ン

解約通知及び連絡先

賃貸人	住所	
	氏名	TEL

- (注1) この通知書は、明け渡し _____ 以上前に提出して下さい。
- (注2) 引越先未定の場合は、確定後で結構ですが、必ずお知らせ下さい。
- (注3) 物件内に所有物を残置されると、返還金の清算事務が遅れます。

コンピューター
関連業務委託契約書

米田 敏文（以下「甲」という）と、 （以下「乙」という）は、甲に関する業務等の委嘱に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、コンピューター関連に関する業務、その他これに付帯する業務（以下「本件業務」）を委嘱し、乙はこれを受託する。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、2019年4月1日から2023年4月30日までとする。
2. 本契約の延長については、契約完了の1ヶ月前までに両者が協議の上、月額報酬・契約期間を取り決めることができるものとし、甲乙いずれからも、何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

第3条（報酬）

1. 本契約に基づく月額報酬は、金18,000円（消費税抜き）とする。
2. 本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲の依頼により遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議の上取り決める。

第4条（委託業務）

1. 乙は、甲の要望によりコンピューター操作の指導及び助言を行うものとする。

第5条（資料・情報等）

1. 乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
2. 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合、乙は、貸与された資料、機器等を速やかに甲に返却するものとする。

第6条（機密保持）

1. 機密情報とは、有形無形に問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、人事上その他全ての情報を意味する。
2. 乙は、甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとする。
3. 乙は、機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
4. 本条の規定は、本契約終了後又は期間終了後も有効に存続する。

第7条（成果の権利及び知的財産権の帰属）

1. 本件業務に基づき乙が甲の為に作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に乙が既に保持するものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。
2. 前項の規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第27条（翻訳権・翻案権等）及び、第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）に規定される権利を含むものとする。
3. 乙は、成果物に関する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。

4. 乙は、甲の書面による承諾を得るか、もしくは別途行為をしなければ、成果物の全部もしくは一部その複製物を保有し、利用することはできないものとする。

第8条（権利の侵害）

乙は、本件業務を行うにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のためにさくせいした成果物（中間成果物も含む）及び、役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、自分の責任と負担において処理・解決するものとする。

第9条（報告業務）

1. 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。

2. 本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責が如何にかかわらず、その旨を直ちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行うものとする。

第10条（再委託）

乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に委託できない。尚、甲の事前の承諾を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

第11条（権利義務譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を所属管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義が生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意を持って協議の上解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

2020年4月1日

甲：住所：堺市中区深井畑山町 2500 番地 2 棟 1304 号

氏名：米田 敏文

乙：住所：堺市

氏名：